

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業補助金交付要綱

制定 平成25年3月1日24食産第5394号

農林水産事務次官依命通知

改正 平成27年3月18日26食産第4496号

(通則)

第1 農林水産大臣は、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱(平成25年3月1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づき、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業(以下「事業」という。)に要する基金造成経費に対し、予算の範囲内において基金管理団体(実施要綱第2の1の(1)に規定する基金管理団体をいう。以下同じ。)に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2 農林漁業者等が参画し、農山漁村の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業で得られた収入を地域の農林漁業の発展に活用するモデルを早期に確立し、このような取組の拡大を通じて、農山漁村の活性化を図るための事業を実施するための基金を基金管理団体に造成することを目的とする。

(補助率)

第3 第1に規定する経費に対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 基金は、第1に規定する事業の経費以外の用途に使用してはならない。
2 基金管理団体は、別表の経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 基金管理団体は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条の規定に基づき、別記様式第1号による交付申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
2 申請書の提出期限は、農林水産大臣が別に定める日までとする。

(交付決定の通知)

第6 農林水産大臣は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったと

きは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、基金管理団体に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

(補助金の支払)

第7 基金管理団体は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第2号による支払請求書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 基金管理団体は、交付規則第3条第1号の規定に基づき、農林水産大臣の承認を受けようとするときは、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

第9 基金管理団体は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10 適正化法第12条の規定に基づく遂行状況報告は、第7の支払請求書の提出をもって代えることとする。

(実績報告)

第11 基金管理団体は、基金の造成が完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第4号による実績報告書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12 農林水産大臣は、第11の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金の造成の結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、基金管理団体に通知する。

(交付決定の取消し等)

第13 農林水産大臣は、第8の事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 基金管理団体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 基金管理団体が、補助金を事業以外の用途に使用した場合
- (3) 基金管理団体が、事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当

な行為をした場合

- (4) 交付決定後に生じた事情の変化等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 基金管理団体は、第1項(1)から(3)までに掲げる場合における同項の規定による取消しをされ、前項の返還を命じられた場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付をしなければならない。
- 4 基金管理団体は、第2項の返還及び前項の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付できない場合は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(財産の管理等)

- 第14 基金管理団体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 農林水産大臣は、基金管理団体が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第15 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 基金管理団体は、処分制限期間(交付規則別表に規定する期間をいう。以下同じ。)中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第16 基金管理団体は、事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 基金管理団体は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号の規定に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。
- 3 基金管理団体は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、第1項の帳簿及び支出内容の証拠書類又は証拠物に加え、財産管理台帳(別記様式第5号)及びその他関係書類を整理保管しなければならない。

(報告)

第17 基金管理団体のうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書(別記様式第6号)を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度以降、毎年、6月20日までに農林水産大臣に報告するものとする。

(助成金交付の際付すべき条件)

第18 基金管理団体は、実施要綱第2の1の(5)の規定に基づく事業実施主体への助成金の交付については、本要綱の規定に準じて行うものとする。

第19 基金管理団体は、基金造成後速やかに、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標、基金事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を公表しなければならない。

第20 基金管理団体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の決算確定後1箇月以内に、基金の額(残高及び国費相当額)、基金事業に係る収入・支出及びその内訳(今後の見込みを含む。)、基金事業の実施件数・実施決定額、保有割合(「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。)中「3(3)基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。以下同じ)、保有割合の算定根拠及び基金事業の目標に対する達成度を農林水産大臣に報告しなければならない。

第21 基金管理団体は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると農林水産大臣が認めるとき又は農林水産大臣が定めた基金の廃止時期が到来したことその他の事情により基金を廃止したときは、速やかに交付を受け基金造成経費の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

第22 国は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金管理団体に対し、基金基準に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、及び指導監督を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月18日から施行する。

別表（第3及び第4関係）

区 分	経 費	補助率
<p>地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業</p>	<p>地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立基金造成費</p> <p>1 事業費 実施要綱第2の2の(1)の規定に基づいて行う施設の整備の助成に要する経費（実施要綱第7の規定により納付された資金については、この費目に計上するものとする。）</p> <p>2 管理事務費 基金管理団体が基金の造成及び管理、助成金の交付、会計処理等事業の実施に係る事務に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>

別記様式第1号（第5関係）

平成 年度 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業補助金
交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者名
印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業補助金交付要綱（平成25年3月1日付け24食産第5394号農林水産事務次官依命通知）第5第1項の規定に基づき、下記のとおり円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 基金造成計画
- 4 経費の配分

事業名	事業に要する経費 (又は事業に要した経費)	国庫補助金の額	備考
地域還元型再生可能エネルギー モデル早期確立事業 (基金造成)	円	円	
合計			

5 事業の完了予定年月日（又は事業の完了年月日） 平成 年 月 日

6 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業	円	円	円	円	
合 計					

別記様式第2号（第7関係）

平成 年度 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業補助金
支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業補助金について、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業補助金交付要綱（平成25年3月1日付け24食産第5394号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第3号(第8関係)

平成 年度 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業について、下記のとおり (注1) したいので、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業補助金交付要綱(平成25年3月1日付け24食産第5394号農林水産事務次官依命通知)第8第1項の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記(注2)

(注1) については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

(注2) 記の記載様式は、別記様式第1号の記の記載様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書きで上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(申請時以降変更のないものは省略できる。)

別記様式第4号 (第11関係)

平成 年度 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業
実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業について、下記のとおり実施したので、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業補助金交付要綱(平成25年3月1日付け24食産第5394号農林水産事務次官依命通知)第11の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号の記の記載様式に準ずるものとする。
2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写しのいずれかを添付し、経費以外のものは、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のないものは省略できる。)

別記様式第5号(第16関係)

財 産 管 理 台 帳

基金管理団体

地区名		地区	事業実施年度			平成 年度		農林水産省所管地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業補助金									
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
									国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第6号（第17関係）

平成 年度 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
目的			
具体的な内容			
3. 交付先の特例民法法人の名称			
4. 交付実績額			円(A)
5. 補助金等における管理費			
人件費		円	
一般管理費		円	
その他管理費			
	内 容	金 額	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	
	合 計	円	
6. 外部への支出			
外部に再補助等されているものに関する支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			円
			円
			円
	合 計		円(B)
以外の支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			円
			円
			円
	合 計		円(B)
7. その他			
	内 容	金 額	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	
8. 再補助等の割合			% (B/A)

(注)

- 1 「5.補助金等における管理費」について、「人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料、租税公課等）を記入する。なお、「人件費」及び「一般管理費」に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「その他管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「6.外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「外部に再補助等されているものに関する支出」及び「以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。
「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うものとする。
- 3 「6.外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。
- 4 「7.その他」については、「5.補助金等における管理費」、「6.外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8.再補助等の割合」については、「4.交付実績額」に対する「6.外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。